

# 琉球大学学術リポジトリ

## 1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43874">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43874</a>



委員長 朱重吉

十月四日大臣半便合議録



大臣 野田 陸奥

日時 昭和三十一年十月四日午後三時三十分より七時三十分  
出席者 野田大臣 陸奥大臣 中野書記長 藤田書記長 青木書記長  
欠席者 大塚書記長 小坂書記長 大島書記長 大谷書記長

大臣より行政院に因り、別紙一の通り説明されたに付し。

大臣は右は四つ真の筋を念じ、<sup>(種)</sup> <sup>reopen</sup> するに付し、<sup>(種)</sup> <sup>reopen</sup> するに付し、

従来力能せる困難を以て <sup>reopen</sup> するに付し、非なるが故に力能し、<sup>(種)</sup> <sup>reopen</sup> するに付し、

其又資料はハインリッヒの報告し、ワグネルに付し、先立ち

外務省

核種

手紙の件  
冷長  
手紙の件

先づ大臣は筋を核種し、更に意見を述べ、<sup>(種)</sup> <sup>reopen</sup> するに付し、

大臣より四真 (大臣は四つ真の筋を念じ、<sup>(種)</sup> <sup>reopen</sup> するに付し、

ハインリッヒの報告し、ワグネルに付し、先立ち

には及ぶ、<sup>(種)</sup> <sup>reopen</sup> するに付し、

又従来特異な形、<sup>(種)</sup> <sup>reopen</sup> するに付し、

も指針に種々言つて来た、<sup>(種)</sup> <sup>reopen</sup> するに付し、

ことなま限るに及ぶ、<sup>(種)</sup> <sup>reopen</sup> するに付し、

外務省

米保 3221



署名に捺印 大長館が立合子形とするは日本領の都  
合はよすまふと 駁行いた。

四 大長館より付くは 大長館の印に同じ 大長館

の印を正すと其の印は再びの印を正すと其の印は

國民威揚よりして 面白くす。又左翼勢力が印には

中道主義は大長館が少く 獲得の意向が日中は米國の

言ひはらるるから 大長館の印の言ひとす

外務省

この後西の方  
金澤のハリーが  
併せてのハリー  
行

中道主義の言ひを利用する如材料をなすべきは

洋中し、之に於て大長館は大長館が大長館を以て

し、この言ひして印をより日本を軽視す故に非ず 旅程上

とすより不純なるか、あると認め、大長館の印の

内容は別の特令に於て定めしと附し、

三 大長館より、此等手紙の偽造の防衛手書の必要と

一律七〇施設運送書所城に伴ふ 防衛手書の取扱の

外務省



件は以下不審者より西防、越前、両者と格別中、  
の担保(追徴)を以てし、  
(今般のたき事) 在る事、  
子般のたき事は、  
本年を切下、  
是がたき事と、  
別件二の通、

勘入と格別の部、  
格別して其の結果を、  
事とせらるゝ、  
其の直感、  
議の進め、  
日割の辨、  
事と思ふが、



大屋

別紙

行政協定に関する件 (土曜会印)



行政協定に関する件。十月二日の半例協定は、我々と

してもよくする所である。其の儘、自分の手紙にて快意

研究せる結果、猶若干の点に付再考を起さるゝ

所。之ら条に互り、我方の見解を、詳細書面に

作使せしむる。

三 大書面は七八頁を食む。

外務省

(イ) 十三条 施設以外の振新の案は、米門協定書に於て

我方の案を以てしたるもの。米門にも互に譲り得るもの

を思ふ。

(ロ) 借債障子免除の扱いは、形の上、我方の案に準じて

認めらるゝ。

(ハ) 十五条は、航空資料運送に伴ふ租税を、小とすべし

とある。

外務省



(一) 税関周知は、人におくは法権のありが、物におくは其に  
 再考するに、書面と好意のし研究するに。  
 (二) 此方協定は、我方には未だ最協約の協定に達して  
 いないが、此際二つの長を更に承り、  
 (三) 十四年協定の者は、異なった所地を、  
 其の、更に一歩を進め、其協定を日本政府との  
 同意又は協定とするに、  
 外務省

(一) 十一年の協定は、其協定は、協定の問題は、  
 其協定、同意書に、其の、其協定は、  
 あり、之を、法律的問題を  
 含む、立教研究、  
 (二) 十一年及十一年の協定、  
 一歩を進め、  
 (三) 協定は、同意書に、其の、  
 外務省

交際の文に通用するものは通用す。運命を結ぶ事  
一とに意見の一致を見れば、其の指針を以て  
果 然たる事をもつて行ふ。人々の職事等を  
作成するに於て、此の基礎に合意した  
以て改定するに非ず。審判官の起るは、その  
中一業を以てし、之を基礎に格付して、其  
の。